

住宅の地震リスクに備えるために

〈後編：地震被害に備える〉

2020年12月25日

本稿では、前後編2回に分けて住宅の地震リスクへの備えについてご紹介します。前編では、地震による住宅への被害や生活再建にかかる費用について紹介しています。

前編は、以下のリンク先をご覧ください。

→ [【損害保険料率算出機構】住宅の地震リスクに備えるために〈前編：地震被害を理解する〉](#)

1. はじめに

地震は、日本全国で発生する可能性があり、いつ、どこで発生するかを正確に予知することは困難です。そのため、日頃から意識して備えておくことが大切です。

そこで、この後編では「被害を軽減するための対策」および「被害による経済的な負担を軽減する手段」について紹介します。



地震による揺れで被害を受けた住宅（地域不明）
（出典）気象庁ウェブサイト

目次

- 1 はじめに…p.1
- 2 被害を軽減するための対策…p.2
- 3 被害による経済的な負担を軽減する手段…p.3
 - （1）公的支援…p.3
 - （2）地震保険…p.4
- [参考1] 国や地方自治体による取り組み…p.6
- [参考2] 地震保険の補償内容…p.7
- [参考3] 地震保険 都道府県別付帯率…p.8

リンク先

地震から身を守る行動、地震による被害の軽減や生活再建のための対策については、以下のリンク先をご覧ください。

→ [【損害保険料率算出機構】地震災害から、早く安定した暮らしを取り戻すために](#)



地震により発生した火災で被害を受けた住宅（岩手県山田町）
（出典）国土交通省東北地方整備局ウェブサイト

2. 被害を軽減するための対策

前編では、日本全国に地震リスクがあり、ひとたび大地震が発生すると様々な形態の被害が生じる可能性があることを確認しました。

大切な住宅への地震被害を軽減するために、事前にどのような対策ができるのか、みていきましょう。

対策の例

※1 各自治体によって、補助や融資を受けることができます。

- ・耐震診断・耐震改修で揺れの被害に備える。 ※1

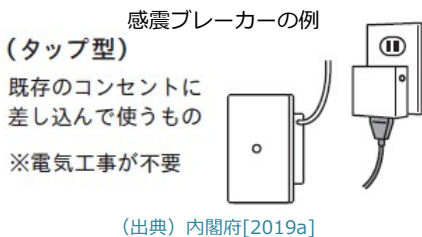
耐震診断で、大地震が発生しても倒壊しない耐震性（強さ）があるかを業者に確認してもらい、弱い部分があれば補強や改修を行います。

- ・家具の転倒等防止対策で揺れの被害に備える。

家具をねじ等で壁に固定したり、家具の下に揺れを吸収する緩衝材を利用することにより家具の転倒等を防止することができます。

※2 地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具をいいます。

- ・感震ブレーカー ※2 等の防災機器を設置して火災の被害に備える。防災機器を活用することによって、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に役立ちます。



(出典) 内閣府[2019a]

- ・地盤の改良やくい打ち等の工事により液状化の被害に備える。

様々な対策工法があります。専門家と相談しながら、地盤の状況や予算、被害抑制に対する考え方等によって対策工法を検討します。

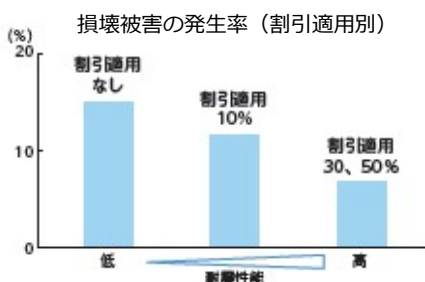
このような対策は住宅への被害を軽減するために有効です。

しかし一方で、こうした対策を講じても、地震による被害を完全に防ぐことは困難です。

例えば、以下のようなケースも考えられます。

※3 以下のグラフは、住宅の耐震性能による地震保険の割引適用別（適用される割引率が大きいほど耐震性能が高い）の損壊被害の発生率です。耐震性能が高い住宅でも一定の被害が生じていることが分かります。

- ・耐震性能の高い住宅であっても、壁や柱にひび等の被害が生じる可能性がある。 ※3
- ・自宅の出火対策をしても、隣家から延焼して被害が生じる可能性がある。
- ・液状化が発生すると、住宅が沈下や傾斜することにより、居住困難となる被害が生じる可能性がある。



(出典) 損害保険料率算出機構[2018]

このため、被害を軽減するための対策をしておくだけでなく、地震で被害を受けた場合に必要となる生活再建について想定し、その経済的な負担を軽減する手段を講じておくことも重要です。

3. 被害による経済的な負担を軽減する手段

地震による被害を受けた場合、住宅の再建・補修、引越し費用や家財の再購入等、生活再建のために様々な費用が必要となります。そのような経済的な負担を軽減する手段をみていきましょう。

(1) 公的支援

災害による経済的な負担に対して、国や地方公共団体による公的支援制度[※]があります。

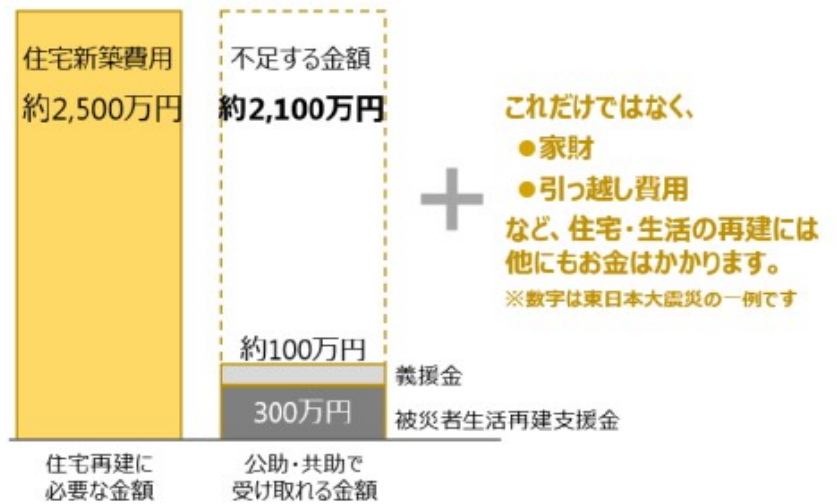
※ 以下のように目的に応じた支援があります。

- ・生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給（被災者生活再建支援制度）
- ・被災した住宅について必要最小限度の部分を応急的に修理（住宅の応急修理）
- ・災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利な資金を供給（災害復興住宅融資）

公的支援（関連制度も含む）の詳細については、【参考1】国や地方自治体による取り組みをご参照ください。

公的支援は、生活再建のためのセーフティネットとして重要な役割を果たしますが、生活再建のためには、不十分な場合があることに留意が必要です。

例えば、住宅を再建する場合、多額の費用が必要となりますが、内閣府によると、東日本大震災で全壊被害に遭った住宅の新築費用は、平均約 2,500 万円かかったとされています。甚大な地震被害の場合には、公的支援のみでは、住宅や生活を再建するために必要な費用が大幅に不足する可能性があるといえます。



(出典) 内閣府ウェブサイト

そこで、個人でできる備えである『地震保険』についてみていきましょう。

リンク先

地震保険制度に関する詳細な情報は、以下のリンク先をご覧ください。

→ [【損害保険料率算出機構】地震保険基準料率のあらまし](#)

※ 地震保険は火災保険と併せて契約する必要がありますが、単独で契約できません。

(2) 地震保険

経済的な負担を軽減する手段として、保険や共済等があります。ここでは損害保険会社が販売する地震保険を紹介します。

○日本全国の住宅・家財が対象[※]

地震保険では、日本全国の住宅・家財が対象となるため、日本全国どこでも発生し得る地震のリスクに備えることが可能です。

住宅のほか、家財を保険の対象にすることができますので、持ち家と家財をそれぞれ対象とすることはもちろん、賃貸住宅にお住まいの方も、家財を対象として地震保険に加入することができます。

○地震による様々な被害を補償

地震保険では、地震の揺れや噴火による損壊だけでなく、地震等によって生じる火災、津波、液状化、土砂災害等による被害にも備えることができます。

地震保険の保険料や税の優遇措置について

○保険料の設定

地震保険は、政府と保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であることから利潤を織り込んでいません。

○保険料割引制度

住宅が以下の条件に該当する場合、割引の対象となります。なお、これらの割引は重複して適用されません。

住宅性能表示制度の「免震建築物」に該当	免震建築物割引 (50%)
住宅性能表示制度の「耐震等級1・2・3」に該当 (国土交通省の指針に基づく耐震等級も含む)	耐震等級割引 (等級に応じ10%・30%・50%)
耐震診断・耐震改修により、現行耐震基準を満たしている	耐震診断割引 (10%)
1981年6月1日以後に新築	建築年割引 (10%)

○税の優遇措置

地震保険料が所得から控除される「地震保険料控除」があります。詳細な情報は以下のリンク先をご覧ください。

→ [国税庁ウェブサイト](#)

■地震

地震で家が壊れた場合や、地震による火災で家が燃えた場合など



■噴火

噴火に伴う噴石で家が壊れた場合など



■地震・噴火による津波

地震による津波で家が流された場合など



○生活再建に役立つ保険金（経済的負担の軽減）

支払われる保険金は、使い道が限定されていないため、住宅の再建・補修だけでなく、生活再建に必要な様々な場面で役立てることができます。

地震保険は、火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内で保険金額を設定（住宅は最大5,000万円、家財は最大1,000万円）し、全損の場合には保険金額の100%が支払われます。*

※ 地震保険は、住宅や家財の損害の程度と保険金額に応じた保険金が支払われます。

例えば、2,000万円の住宅に、地震保険の保険金額を火災保険の保険金額の50%で設定した場合

- ・火災保険の保険金額：2,000万円
(=住宅の価額)
- ・地震保険の保険金額：1,000万円
(=火災保険の保険金額×50%)

⇒全損の場合、1,000万円の保険金が支払われます。

詳細については、[参考2] 地震保険の補償内容をご参照ください。

【持ち家の場合】

住宅購入時の住宅ローンに加えて、住宅を再建する際のローンも抱えることがあります。地震保険の保険金は、このような住宅ローンの負担の軽減に活用することができます。

【賃貸の場合】

家財の修理費用や買い替えの費用だけでなく、引越し費用に充てる等、生活再建に活用することができます。

地震による被害を受けた場合、前述のとおり、公的支援のみでは、生活再建に必要な資金が不足する可能性があります。そのため、地震保険に加入しておくことは、経済的負担を軽減する有効な手段と考えられます。この機会に地震保険の契約状況を確認してみたいかがでしょうか。



地震は日本全国で発生する可能性があり、様々な形態の被害が発生し、多額の経済的な負担が生じる可能性があります。いざというときの被害を軽減し、生活を再建するために、日頃から備えておきましょう。

[参考1] 国や地方自治体による取り組み

国や地方自治体が行っている公的支援および関連制度等の内容についてご紹介します。

最新の情報や詳細については、[リンク先をご覧ください。](#)→[内閣府 被災者支援に関する各種制度の概要](#)

被災者生活再建支援制度

- 災害により居住する住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。
- 支給額は、右記の2つの支援金の合計額になります。(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)
※加算支援金については、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、全壊・大規模半壊で合計200(又は100)万円、中規模半壊で合計100(又は50)万円。

被災世帯の区分	支援金の支給額		
	基礎支援金	加算支援金※	
		住宅の再建手段	支給額
全壊	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借	50万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借	50万円
中規模半壊	-	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃借	25万円

住宅の応急修理(災害救助法)

- 災害により住宅が半壊(半焼)若しくは、これに準ずる程度の損傷として一部損壊のうち損害割合が10%以上20%未満の住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。
- 応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。
- 修理限度額は令和元年10月基準において1世帯あたり、①大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯：59万5千円以内②一部損壊(損害割合が10%以上20%未満)の世帯：30万円以内です。(同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。)

災害復興住宅融資

災害で罹災した住宅の早期の復興を支援するため、災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利な資金を供給するものです。住宅を建設する場合の融資限度額等、住宅再建方法により融資限度額、返済期間等が異なります。

全壊した住宅の公費負担による撤去(災害廃棄物処理事業の一環)

災害により生じた廃棄物は生活環境の保全のため、原則として市町村が公費負担で処理を行います(これを災害廃棄物処理事業と呼びます)。被災した住宅の解体・撤去は所有者負担が原則ですが、全壊した住宅の撤去については、市町村が行う災害廃棄物処理事業の一環(いわゆるガレキ処理)として所有者の承諾を得て公費負担による撤去が行われる場合があります。

義援金

公的支援ではありませんが、被災住宅の再建等に活用が可能です。ただし、集められた義援金等を被災世帯数に応じて分配することとなるため、被害が広範囲になるほど、1世帯当たりの分配額は少なくなる傾向があります。

[参考2] 地震保険の補償内容

地震保険では、住宅または家財に生じた損害が全損、大半損、小半損、一部損のいずれかに該当する場合に、損害の割合に応じて以下のとおり保険金が支払われます。(2017年1月1日以降始期の契約※)

「支払われる保険金の額」に記載の「地震保険金額」は、火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内(住宅5,000万円、家財1,000万円が限度)で設定します。

※地震保険に関する法律施行令の改正(2017年1月1日施行)により、「半損」が「大半損」および「小半損」に分割されました。

損害の程度※1	損害の程度の認定の基準※2		支払われる保険金の額
	住宅	家財	
全損	主要構造部の損害の額が 住宅の時価額の 50%以上	家財の損害額が 家財の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 住宅の延床面積の 70%以上		
大半損	主要構造部の損害の額が 住宅の時価額の 40%以上50%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 80%未満 60%以上	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 住宅の延床面積の 50%以上70%未満		
小半損	主要構造部の損害の額が 住宅の時価額の 20%以上40%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 60%未満 30%以上	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 住宅の延床面積の 20%以上50%未満		
一部損	主要構造部の損害の額が 住宅の時価額の 3%以上20%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 30%未満 10%以上	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)
	全損・大半損・小半損に至らない場合 床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水※3		

*1 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

*2 住宅と家財はそれぞれ別に損害の程度が認定されます。

*3 主要構造部に損害が生じていなくても、この場合には水濡れによる汚損や汚物の流入等の損害が発生するため、一部損とみなして補償されます。

[参考3] 地震保険 都道府県別付帯率

当機構では会員保険会社等から収集した大量のデータをもとに統計を作成しています。ここでは、地震保険の都道府県別付帯率を紹介します。付帯率とは、当該年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合を指します。

最新の統計やその他の統計については、[リンク先をご覧ください。](#) → [【損害保険料率算出機構】グラフで見る！地震保険統計速報](#)

都道府県	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[%]
北海道	51.0	52.4	53.3	56.6	59.1	
青森県	61.8	62.9	63.9	65.5	67.0	
岩手県	66.8	67.9	69.1	70.4	72.3	
宮城県	86.2	86.4	86.3	86.8	87.0	
秋田県	68.5	69.5	70.8	72.0	73.3	
山形県	60.9	62.5	63.3	64.8	66.3	
福島県	70.5	72.2	73.1	74.1	75.2	
茨城県	60.5	61.9	62.2	63.8	64.6	
栃木県	62.2	64.2	65.6	67.6	69.7	
群馬県	54.7	56.6	57.6	59.9	62.2	
埼玉県	58.9	60.4	60.8	62.8	63.4	
千葉県	56.9	58.7	59.3	61.1	62.3	
東京都	56.8	58.1	58.2	59.7	60.4	
神奈川県	58.2	59.3	59.7	61.2	61.9	
新潟県	62.4	64.0	65.8	68.0	69.6	
富山県	51.2	54.1	56.1	58.6	60.3	
石川県	53.4	56.2	57.1	59.5	60.7	
福井県	58.0	59.7	61.2	64.5	66.3	
山梨県	67.7	69.8	70.4	71.5	73.5	
長野県	54.4	56.7	59.2	62.1	64.7	
岐阜県	73.1	74.6	76.1	76.9	77.7	
静岡県	62.7	64.4	65.1	66.1	66.8	
愛知県	71.1	72.9	73.7	74.1	74.6	
三重県	64.8	66.2	67.7	69.6	71.8	
滋賀県	55.6	57.5	58.7	63.2	65.7	
京都府	53.2	55.7	56.8	60.5	63.1	
大阪府	57.5	59.0	59.8	63.9	66.5	
兵庫県	54.3	56.2	57.8	61.9	64.6	
奈良県	61.7	63.8	64.8	68.1	70.2	
和歌山県	59.3	61.0	61.6	64.4	67.1	
鳥取県	64.2	66.8	69.0	72.6	74.5	
島根県	55.5	57.8	59.1	62.7	64.1	
岡山県	53.6	56.8	58.0	62.2	64.8	
広島県	65.7	67.0	68.0	70.7	72.6	
山口県	57.6	60.1	61.8	64.5	66.7	
徳島県	72.4	73.8	73.3	74.7	75.3	
香川県	66.3	68.8	70.2	72.6	74.1	
愛媛県	63.9	66.0	67.4	70.5	72.4	
高知県	84.2	84.8	85.2	86.2	86.8	
福岡県	64.0	67.2	68.8	71.5	73.3	
佐賀県	44.7	50.1	52.6	55.7	58.4	
長崎県	39.2	45.0	47.5	50.1	52.0	
熊本県	63.8	74.3	77.5	80.0	82.3	
大分県	62.9	65.9	67.6	69.7	71.5	
宮崎県	76.3	79.0	80.3	81.4	83.0	
鹿児島県	73.0	76.3	78.0	80.3	81.7	
沖縄県	51.5	54.2	55.6	56.6	57.6	
全国計	60.2	62.1	63.0	65.2	66.7	

(注) 本表は住宅および家財を対象として損害保険会社が取扱っている「地震保険」のみの数値であり、各種共済については含まない。

出典

気象庁ウェブサイト

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/1995_01_17_hyogonanbu/picture/pic02.png

国税庁ウェブサイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1145.htm>

国土交通省 東北地方整備局ウェブサイト

https://infra-archive311.jp/data/pic_p/200005.jpg

損害保険料率算出機構「グラフで見る！地震保険統計速報」

<https://www.giroj.or.jp/databank/earthquake.html>

損害保険料率算出機構[2016]「地震災害から、早く安定した暮らしを取り戻すために」2016年10月,

https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention/earthquake/

損害保険料率算出機構[2018]「2017年度 火災保険・地震保険の概況」2018年4月,

https://www.giroj.or.jp/publication/outline_k/k_2017.pdf#view=fitV

損害保険料率算出機構[2019]「地震保険基準料率のあらまし」2019年1月,

https://www.giroj.or.jp/publication/pdf/overview_SFR_earthquake.pdf#view=fitV

損害保険料率算出機構[2020]「住宅の地震リスクに備えるために〈前編：地震被害を理解する〉」2020年9月,

https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/pdf/earthquake_2020.pdf#view=fitV

内閣府ウェブサイト

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/hiyou.html>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

内閣府[2018]「内閣府(防災)からの重要なお知らせ 水害・地震から我が家を守る 保険・共済加入のすすめ」2018年12月,

http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hisaisha_kyosai/pdf/panf.pdf

内閣府[2019a]「感震ブレーカー普及啓発チラシ(2019年4月更新)」2019年4月,

http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/pdf/denkikasaitirashi_201904.pdf

内閣府[2019b]「被災者支援に関する各種制度の概要」2019年11月,

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf

内閣府[2020]「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の概要」2020年12月,

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/201204gaiyou.pdf>